平成２８年度農務関係部課長会議　会議録

１　日　時　平成２８年８月２６日（金）午後１時３０分

２　会　場　愛知県自治センター　４階　大会議室

３　当番市　安城市

４　出席者　愛知県・・・園芸農産課課長補佐　谷　俊男　始め４人

市・・・名古屋市緑政土木局都市農業課主幹　松浪俊文　始め３８人

市長会・・・行政係長　西本　康一　始め２人

５　内　容

①　開　　会

②　あいさつ

園芸農産課課長補佐　谷　俊男様

③　議長選出

安城市産業振興部農務課長　横山　真澄

④　議　　題

（豊田市提出）

１　経営所得安定対策について

（１）各市（地域農業再生協議会）は、平成３０年産以降のビジョンの策定等をどのように行うのか、現段階で検討されていればご教授願いたい。

（２）農家への周知等をどのように行う予定か伺いたい。

（豊田市）　国は、平成３０年産からを目処に主食用米の生産数量目標の配分を策定しないこととした。情報収集を目的に、対応は早いほうがいいと思い、議題を提出させてもらった。

（議長）　各市全てに発言してもらうのではなく、何市かに取り組みについてご説明をお願いしたい（議長が発言市を指名）。

（岡崎市）　農協とも協議中であるが、平野部では上限の水量が限られているので、現在の数量以上の作付けはできないと考えている。したがって、現状のフロックローテーションを今後も続けていく方向で考えている。生産組合長会議を年４回開始しているが、その場で周知していく予定。

（常滑市）　知多５市５町で知多地域農業再生協議会をつくっており、生産数量目標を設定しており、今後もその場で検討していくことになる。周知につ

いては、大きくは常滑市農業振興推進協議会で周知を図っていくことになる。

（大府市）　農家への周知の方法は、市の営農振興対策協議会や農業振興委員会を通して周知するとともに、必要に応じて地域ごとでの説明会を通じて周知をしていくことを考えている。

（安城市）　農業再生協議会において、フル活用ビジョンの中で米の生産計画を記載することで集落別の作付計画を立てられるようにＪＡと協議を進めている。東海農政局から出されたＱ＆Ａでは、再生協議会は存続し、「生産ビジョンに基づいて」と書かれているので、そのビジョンの中で生産数量や販売数量等の計画を立てていく道筋を作れないかと考えている。県や東海農政局などと相談しながら進めていきたい。周知の方法は、早ければ今年度中にある程度の道筋を考え、来年度の再生協議会で承認してもらい、農用地利用改善組合長が集まる会議で説明し、３８ある改善組合に対して５地区に分けて説明会を開催していく予定。

（豊田市）　東海農政局のＱ＆Ａに「生産ビジョンに基づき」とあるように、ビジョン策定は必要だと思っているので、関係機関、特にＪＡや大規模法人の意見を聞きながら、ビジョン策定に向けて取り組んでいきたいと考えている。今後、県や東海農政局の指導を仰ぎながら、必要な情報収集をし進めていきたい。

（愛知県）　不透明なところが多く、ご心配をかけている。本日のご意見等を受けとめて、県としての対策方針を検討していきたい。米の直接支払交付金については、平成２９年産までの時限措置となっており、３０年産からは廃止されるが、国は３０年産以降も水田活用の直接支払交付金のような枠組みは基本的に必要という考えを持っており、県としても国に経営所得安定対策のような対策を要望している。数量目標の配分や対策等については、国の動きを注視し、情報が入ったら、各市や地域再生協にお知らせしていく。引き続き皆さまのご協力をお願いしたい。

（弥富市提出）

２　農地転用申請の際の市の指導要綱等の有無について

（１）各市において、市独自の指導要綱や指導基準はありますか。あれば参考にご恵与ください。

（２）要綱等がない場合、何か苦労されている点はありますか。

（弥富市）　農家が農地を手放すことが進んでいる。本市では資材置き場等の転用が増えており、農業委員からは市独自の指導要綱や指導基準を検討すべきではないかと意見が出ている。各市で指導要綱や指導基準を作っていないかお聞きしたい。

（議長）　資料を見ると、各市で独自の要綱等を作っているところはないと理解するが、各市の状況をお聞きしたい（議長が発言市を指名）。

（名古屋市）市独自の指導要綱等はない。転用案件が出てきたら案件に応じて個別具体的に検討して事務を進めている。具体的な懸念がない場合でも誓約書を出させることも一般的には考えられるが、これが指導要綱になるかと言えば、転用案件の審査の一部と考えている。この資料で見ると、小牧市、岩倉市の考えに近いと感じる。

（豊橋市）　指導要綱、指導基準は整備していない。農地法の基準で整理されるべきものだと思う。指導要綱を２階建てで出したとしても、法に基づく基準にプラスアルファした中での担保がとれるかが問題だと思う。他法の許認可見込みを下に、その担当課の確認という形で、申請段階での他法の部分の問題点が整理される。転用申請の時点での申請者側の設備の想定状況がどこまで可能か、お願いのレベルになると思う。

（江南市）　環境課と連携し、事前に事業者に排水上の配慮を求めている。農業委員会では特に指導要綱等は設けていない。過去に廃水が流れ出した際には環境課が対応し、大きな問題は生じていない。

（東海市）　独自の指導要綱等は定めていない。建物がある場合の排水計画だけは出させている。転用が工区にある場合は、工区長の同意を求めているが、あくまでお願いに留まる。

（日進市）　転用に関する独自要綱はない。開発等手続条例に基づき、農地に限らず 500 ㎡以上の土地の用途や区画形質を変更する場合は、手続が必要になる。各担当課と協議が整っていなければ行為に入れないことになっている。過去に問題が生じたことから、条例を策定したが、ある程度抑制になっていると考えている。

（議長）　安城市では、転用行為に関する指導要綱はないが、粘土採掘を目的にした一時転用に関して指導要綱を定めて指導をしている。

（弥富市）　各市とも市独自の指導要綱、指導基準はないことが現実だと分かった。実際に作るとなると難しいと改めて感じた。

（議長）　　海部市さんにお伺いしたいのですが、農地転用に関して地元との調整を農業委員会としてどのようにしているのか教えていただきたい。

（あま市）　地元の区長さん始め支部長さんとの調整をきちんとしてもらってから農業委員会で受け付けるようにしている。

（愛知県）　農地転用については、法令や国の通知で決められているが、具体的にはどうかということが分かりにくいところがあることは県も認識している。庁内の横断的な調整、環境や建築の他法令の技術基準等を参考にしながら判断されていると改めて認識している。市独自の指導基準を作るのは大変だと思っている。転用の目的物が多種に渡る以上、それぞれについて具体的に判断するのは難しいと認識しているので、庁内の横断的な相談とか、各地区の農林水産事務所と相談して進めていただきたい。指導基準等を作られた場合、法令そのものではなく、指針に過ぎず強制力がないことを十分ご理解いただき、農地転用関係の事務をお願いしたい。

6　その他

7　次年度当番市の決定　西尾市

8　閉　　会